

## 業頭王記断簡 正安三年

本史料は、当部に函架番号四五九―五八として整理されている、白川業頭王の自筆日記の断簡である。当部には他に、『業頭王記』として二部（函架番号三五五―一四〇、同四〇五―二一八）、『業頭記』として一部（同二一七―四四五）の業頭王の日記に関連する史料が所蔵されている。しかしいずれも写本であり、特に二部の『業頭王記』については、『正安三年御即位記』または『後二条天皇御即位記』とも称するように、正安三年（一三〇一）三月二四日の後二条天皇の即位式に関する記事を取めるのみである。一方断簡である本史料は、即位式当日に関する記事については後欠となっているが、式直前の二二・二三両日の記事を含んでおり、何より業頭王の筆跡を知る史料として貴重である。なお、白川家の記録類については曾根研三氏の『伯家記録考』（昭和八年、西宮神社発行）が詳しく、その資料編には『御即位正安之記』として、本史料と重複する部分を持つ史料が翻刻されている。しかし現在ではこの史料の所在は確認出来ず、本史料との重複部分にも若干の差異が認められる。また『伯家記録考』入手困難の現状を考えれば、今回ここに本史料を紹介することの意義はあると思われる。

さて本史料は、現在一巻に装丁され保管されている（縦二八・〇糎、横四九・八糎）。その全体は三枚の紙片を貼り継いで構成されており、参考までに三紙の横の寸法を示せば、順に二三・四糎、六・九糎、一九・五糎である。料紙は楮紙で、紙背には書状が残されている。

白川家は花山天皇の皇子清仁親王を祖とする一族とされ、清仁親王の子延信王は、万寿二年（一〇二五）に神祇伯に補任されている。神祇伯職については、貞観一八年（八七六）に棟貞王が補任されて以後、王氏が補任される例が多くなっていった。そして延信王以後は同家を中心に選ばれるようになり、顕広王が永万元年（一一六五）三月に補任されるからは同家の世襲職と化した。このため同家は、「伯家」と称されるようになったのである。（なお、後に「王」は神祇伯在任中のみに称することになるが、ここでは便宜上、神祇伯経験者には「王」を付すことにした。）しかし顯広王の孫、業資王と資宗王がともに神祇伯に任じられたことを契機に、同家は二流に分裂してしまう。神祇伯を巡る業資王の子資光王と、資宗王とその子資基王との確執は次第に深まったが、資光王の子資邦王が永仁六年（一二九八）に訴状を提出するとそれが認めら

れ、神祇伯は伯家の嫡流に帰したのであった。この時の資邦王の訴状の写しが、『資邦王訴状』として当部に所蔵されている(函架番号五〇二—三九四)。この資邦王の子として文永三年(一二六六)に誕生したのが業頭王である。

業頭王は、文永七年に叙爵し、正安二年十一月に神祇伯に補任されており、神祇伯補任直後に後二条天皇の即位式を経験したことになる。その経験不足を補うためか、彼は式の前々日には勸修寺流藤原氏の坊城俊定のもとに出掛けて助言を受けている。この時話題となった「女王事」とは、後の記事などから褰帳を勤めることについてであっただろう。勸修寺流は、一四世紀初頭にはすでに往時の隆盛に蔭りが見えていたといえ、平安期以来天皇家の側近として繁栄した家柄であり、宮中の重要儀式等に関する情報量は格段に多かったものと思われる。また『天祚礼祀職掌録』(『群書類従』巻第三三)によれば、後二条天皇の即位式は、左右の褰帳を左が業頭王の女載子女王が勤め、右は俊定の女藤原経子が勤めている。あるいはこうしたことが業頭王の俊定訪問の理由であったかもしれないが、詳細は不明である。

また紙背文書については、筆跡などから二通の書状であることが確認できる。しかしその他には手がかりがきわめて少なく、書状作成の年月日を始め、その背景や差出人の人物比定などほとんど詳らかにし得ず、今後の課題となった。

最後に、現在国立歴史民俗博物館に所蔵されている『正安三年業頭王

西宮参詣記』を紹介したい。これは業頭王の日記のうち、正安三年一月二四日から二月二二日までの部分であり、その内容は書名からも推測されるように、業頭王の西宮(広田神社)参詣に関する記事が中心となっている。神祇伯職と広田神社の諸職および社領がきわめて密接な関係にあることはすでに指摘されているところで、先に紹介した白川家内での神祇伯職を巡る争いの背景にも広田社領荘園の存在があったらしい。白川家を媒介とした両者の関係や、広田神社方面への当時の交通手段を知る上で大変興味深い史料といえる。また同史料の筆跡は、写真から判断する限りにおいて業頭王自筆である本史料ときわめて類似しており、自筆日記の一部である可能性を持っていると思われる。両史料の総合的な検討が必要であろう。

#### 凡例

- 一、使用漢字は、主として常用漢字を使用した。
- 一、塗抹文字で、判読できるものはその文字の左傍に見せ消し記号々を付し、訂正された文字は右傍に記した。
- 一、各紙の最終文字の下に「」を付し、紙継目を示した。
- 一、虫損などにより判読不能の文字のうち、文字数が推定できる場合は文字数を□で示し、推定できない場合は「」で示した。
- 一、便宜、読点および並列点を付し、編者の註は( )で示した。

(櫻井 彦)

〔業顯王記〕

廿二日、壬戌、晴、今日向坊城中納言許、女王事相尋之、

其儀傳〔後定〕「衣被相届示之了、勿論

云々、又童先行、下仕女王後之由相存也、同勿論之由

□□、如此注進事、相尋之後帰了、今日得選

ヲトラシメ来、一髪上也、仍女王事等示合、仍進一献了、

引出物帷白一、檀紙十帖、又一人養子業忠同帷一、給

之畢、今日戌刻大地震、驚耳目也、

廿三日、癸亥、晴、自今夜褰帳御装束・具足等皆渡了、仍

兵士少々置之、又西堂門作棧敷、日光僧正御房依可有入御也、

廿四日、甲子、天晴風静也、今日天皇春秋御即位也、奉行

職事藏人兵部少輔平惟輔、自去夜祇候禁裏敷、未明、

女王業顯名女子□□也八歳、但佳例号十歳、七歳例又有

之、資清之事、□□少々狩衣牛飼等也、共侍内々

可参候处、返候間略之畢、むめ・御あこ同車也、

皆着袴、〔其カ〕後、行事所奉行御倉小舍人頼広

子息氏弘等、内々昇杉辛櫃一合昇来之、女王

礼服、如此注文進之、於御所可請取云々、仍只今、

具足等渡之上者、只可進由下知畢、注文折□

「□□」也、

〔第三紙紙背〕

たて候へく候事候、御とをり

のと□□ハ、入給候ハ、恐承入候

所事ハ、たのミ入まいらせ候可候、

恐々謹言、

〔第一・二紙紙背〕

此趣を以前にも申入候、

御常燈米并御月忌

会料米事、如前々被下

御教書、可付返候、付此役

必可有申御沙汰候、恐々謹言、

十月十五日 崇慶